

兵庫県農業振興地域整備基本方針（案）

策 定 昭和45年 4月13日兵庫県告示第450号
最終改正 令和 4年 月 日兵庫県告示第 号

第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

本県は、「日本の縮図」ともいわれるように、北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋へと続き、県土のほぼ中央部には中国山地が東西に横たわり、変化に富んだ地形と多様な自然条件を有している。

このため、北部は積雪寒冷単作地域、南部は温暖多毛作地域としての特色を有しており、作目分布も極めて多岐にわたっている。

また、本県は、我が国経済の主要な地位を占める近畿圏にあつて、神戸、阪神、播磨を中心に都市化が著しく進展しているため、都市農業及び都市近郊農業の色彩を一段と強めている。

このような中、本県では、水稻、野菜、果樹、花き及び畜産物等の重要な農畜産物を生産しており、たまねぎ、レタス、酒米、黒大豆、但馬牛等は、全国有数の生産実績を持ち、生産物は県内のみにとどまらず近畿圏等の消費需要に応じてきた。

しかし、重要な担い手である団塊世代のリタイアが本格化するなど、少子高齢化の進行による労働力不足や地域活力の低下が一層見込まれるなど、食と「農」をめぐる社会情勢は大きく変化している。

加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって、インバウンド需要が激減、さらには国内においても外出自粛による外食需要の落ち込み等がみられた。一方で、海外依存による生産・供給体制の見直しによる国産・国内回帰、都市集中の暮らしから田園回帰の気運の高まりに伴う二地域居住や楽農生活実践への行動が活発化するなどポストコロナ社会に向けた新たな動きが生じている。

このため、兵庫県では、「ひょうご農林水産ビジョン 2030」を策定し、「都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展」をめざす姿として、その実現のための指針を示した。これに基づき、「基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開」、「県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出」、「『農』の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実」を展開しているところである。

さらに、海外からの農産物、肥料、燃料等資材の高騰などによる食料安全保障の問題やカーボンニュートラル、SDGs 等環境負荷への配慮の一層の高まり、そして、外国人観光客の入国再開をはじめとするポストコロナ社会に向けた本格的な動きなど新たな情勢の変化が生じている。

このような中で、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、都市との交流も含めた農山村の活性化を図る上でも、また、自然環境や農業・農村が有する多面的機能の維持・保全を図る上でも不可欠な地域資源であり、その適切な維持を図るものとする。

農業振興地域整備基本方針に関する事務は、県の自治事務であることから、本県は国の「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」）に基づき、効率的かつ安定的な農業

経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用するものとする。とりわけ、農地のうちでも、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

このため、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図ることとする。

これらの適切な運用による計画的で秩序ある土地利用を推進するとともに、農業生産基盤の整備、次代を担う経営力の高い担い手の育成や新規就農促進等による担い手への農地の利用集積、荒廃農地の発生防止・活用対策の推進、農業体験など食と「農」に親しむ「楽農生活」の推進等による農業に携わる多様な人材の確保や農業・農村の必要性に対する理解醸成を進め、優良農地の確保及び有効利用を図るものとする。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年および目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は令和 12 年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

イ 令和 12 年において確保すべき農用地区域内農地面積の目標

令和元年の農用地区域内の荒廃農地を除く現況農地面積は、61.3 千ヘクタールであり、直近 5 年間と同様に農用地区域からの除外や荒廃農地の発生が今後も継続すると、令和 12 年には約 1,133 ヘクタールの減少が見込まれる。

しかしながら、農業振興地域制度等の適切な運用により、農用地区域外の集団的に存在する農地等の農用地区域への編入促進により、約 64 ヘクタールの農地を確保できることが見込まれる。

さらに、多面的機能支払制度及び中山間等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する指定等による荒廃農地の発生防止・解消・有効利用等を行い、約 919 ヘクタールの農地を確保できることが見込まれる。

これらに県独自の考慮を踏まえ、令和 12 年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積を現況農地面積より約 134 ヘクタール減の 61.1 千ヘクタールと設定する。

なお、県独自の考慮は、確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積目標は、国の「基本指針」に示す考え方に加え「農振白地農地の農用地区域へのさらなる編入促進」（約 30 ヘクタール増）及び「再生可能な農用地区域内の荒廃農地をすべて再生」（約 63 ヘクタール増）と「個別案件による農用地区域内からの除外」（約 14 ヘクタール減）という県独自の考慮を踏まえ目標を算出した。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の加速化、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構と連携した担い手への農地の集積・集約化並びに大区画化、水田の汎用化・畑地化を一体的に進めるほ場の整備を推進するとともに、収益性の高い畑作農業の確立に向けて、農道、農業用排水施設等の整備を推進する。

また、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進するとともに、自然環境との調和や美しい景観の形成にも配慮しつつ、地域の特性に即した農業・農村の総合的な整備を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を農用地区域に編入するものとする。

ウ 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要に対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とするとともに、市町の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

なお、住宅地や商業地等の都市的土地利用の需要に対しては、個別案件に左右されないよう優良農地の保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた将来構想を明確化することにより、農地利用と非農業的土地利用との調整・整序化を図る。その際には、県、市町の農政部局と都市部局において、十分な連携をとって進めるものとする。

また、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」）の第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

エ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

オ 交換分合制度の活用

交換分合制度は、市町における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うにあたって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

カ 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策の推進にあたっては、関係部局間の連絡調整を密に行うとともに、地域の振興に関する計画や農業・農村に関する計画との調和等、制度の円滑かつ適切な運用を図るものとする。

キ その他兵庫県の農業の特性を踏まえた施策の推進

県及び市町の農業振興地域の推進にあたっては、この基本方針のほか、「兵庫県農林水産ビジョン2030」で定めた方向に沿うものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

上記の考え方を踏まえ、各地帯別には次のとおりとする。

なお、田園地域では、都市的土地利用の拡散が見受けられることから、美しい農村づくりや魅力ある地域づくりを進めるため、都市計画や市町まちづくり条例との連携を推進するものとする。

また、都市地域では、都市農地の様々な機能を発揮するため、「兵庫県都市農業振興基本計画」に基づいた、都市農業の振興を図ることとする。

(1) 神戸農業地帯

本地帯は、神戸市1市からなり、教育、文化、福祉等の高度都市施設と産業の集積によって、県内の中心的地域として重要な位置を占めるとともに、京阪神大都市圏の一角を形成している。

この地帯の農業は、農家戸数で県内の約6.0%（2020年農林業センサス。以下同じ）、耕地面積では6.0%（令和2年耕地面積調査。以下同じ）を占め、都市化の進んだ地域と農業地域が隣接する地域であり、神戸ビーフや神戸ワイン等に代表される神戸ブランド農産品が生産されている。

今後は、生産者と消費者が近接した立地条件を生かし、農薬や化学肥料をできるだけ使わない「こうべ旬菜」の生産・取り扱いの拡大や市内の学校給食用食材としての供給、農業体験や実践など県民の楽農生活の総合的支援拠点である「兵庫楽農生活センター」の活用により、食と「農」の理解を深める取組を進め、都市近郊農業として振興を図っていく。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地や商業地としての需要から、都市的土地利用との競合が生じている。このため、農業振興地域制度の適正な運用に加え、地域住民の合意に基づき土地利用計画等を定めた市の「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」（平成8年制定）により、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(2) 阪神農業地帯

本地帯は、宝塚市ほか6市1町からなり、神戸と大阪の間に位置し、都市化の進んだ地域である。

この地帯の農業は、農家戸数で県内の5.9%、耕地面積では4.5%を占める地域で、葉物野菜、花木、いちじく等は当地域を代表する地域ブランドである。

今後は、生産者と消費者が近接する立地の優位性を生かし、葉物野菜等都市近郊農業の振興を図るとともに、荒廃農地の活用も含めた市民農園の整備を進める。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地や商業地の需要から、都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農業振興地域のある宝塚市、三田市、猪名川町においては、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(3) 東播磨農業地帯

本地帯は、明石市ほか2市2町からなる京阪神大都市圏に隣接する外縁地域で、瀬戸内臨海工業地帯として混住化が進む中で、田園やため池など豊かな自然や伝統文化の残る地域である。

この地帯の農業は、農家戸数で県内の8.4%、耕地面積では6.3%を占めており、比較的温暖な気候にも恵まれた地域である。

今後は、都市近郊の有意性を活かし、旬の地域農産物を安定的に供給する生産体制を確

立するとともに、地域内に数多くあるため池の地域利用を進め、地域住民の憩いの場とする「いなみ野ため池ミュージアム」に引き続き取り組む。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地としての需要から、都市的土地利用との競合が生じている地域も見られる。このため、農業振興地域のある明石市、加古川市、稲美町においては、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

また、農業振興地域の指定基準を満たす市町については、農業振興地域の指定に努め、農地的土地利用と都市的土地利用との調和に配慮しながら、優良農地の確保を図る。

(4) 北播磨農業地帯

本地帯は、西脇市ほか4市1町からなり、農家戸数は県内の17.0%、耕地面積は19.6%を占める阪神大都市圏の外縁地域で、内陸部に位置し中国山地沿いの中山間地域と加古川流域の穀倉地帯から成る全国有数の酒米産地で、葡萄・果菜類・花壇苗等の生産も盛んな比較的温暖な気候にも恵まれた地域である。

今後は、集落営農組織や認定農業経営体、新規就農者等による生産コストの低減と高収益化を推進するとともに、棚田オーナー・滞在型農園・観光農園等「楽農生活」の場を拡大し、都市との交流を深めて農業理解の醸成を図り、併せて「多面的直接支払」、「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支払」などの直接支払制度や農地中間管理事業を活用して農地を積極的に保全する。

一方、農業以外の土地利用においては、平野部は、高速道路網が整備され、企業進出の候補地としても有望であることから、非農地的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町地域全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(5) 中播磨農業地帯

本地帯は、姫路市を中心とした播磨地域の中心地域で、姫路市ほか3町からなり、中国山地につながる中山間地域や市川、夢前川流域の平野部及び家島諸島からなる地域である。

この地帯の農業は、農家戸数は県内の11.3%、耕地面積では9.3%を占め、比較的温暖な気候にも恵まれ、集落営農等による営農が盛んな地域である。

今後は、産地づくりをより一層推進することや、直売所の整備等により地産地消の取組を充実させるとともに、農業体験施設や地域の観光資源を結んだネットワーク化を進めることにより、都市住民との交流を推進する。

また、中山間地域では、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の保全に努める。

一方、農業以外の土地利用においては、姫路市への通勤者の住宅需要の増加などにより宅地開発が進み、都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(6) 西播磨農業地帯

本地帯は、姫路市に隣接する地域で相生市ほか3市3町からなり、揖保川、千種川流域の平野部と中山間地域からなる地域である。

この地帯の農業は、農家戸数は県内の13.1%、耕地面積では13.2%を占め、比較的温暖な気候にも恵まれ、土地利用型農業が盛んな地域である。

今後は、大規模土地利用型農家への農地の集積促進や、醤油醸造に適した高タンパク小麦

や地理的表示保護制度（GI）を取得した佐用もち大豆の生産振興、施設園芸による果菜類・葉物野菜の生産拡大に努める。

また、担い手農家が少ない地域では、持続可能な地域コミュニティの確立に向け、「いきいき農地バンク方式」の普及拡大を図るとともに、中山間地域等については、中山間地域等直接支払制度等を活用し、適切な農地管理を進める。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地や商業地の需要から都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(7) 但馬農業地帯

本地帯は、日本海から県中央部の中国山地までの広範な地域で豊岡市ほか2市2町からなり、円山川流域の限られた平地部と広大な中山間地域からなる地域である。

この地帯の農業は、農家戸数は県内の14.7%、耕地面積では14.8%を占め、自然条件の厳しい中で水稻を主体として有機野菜、グラウンドカバープランツ、朝倉さんしょ、美方大納言小豆等の特色ある農業生産活動が行われている地域である。

また、豊岡市を中心に「コウノトリの野生復帰計画」が進められるなど、生態系に配慮した農業生産活動が展開されている。

今後は、より一層環境創造型農業を推進するとともに、市民農園や農産加工体験施設の整備により農林水産体験機会の充実を図り、農家民宿等による新たな体験型・交流型ツーリズムに取り組む。

一方、農業以外の土地利用においては、北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

また、中山間地域等は、都市住民との交流を推進し、農村の理解を醸成するとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の保全に努める。

(8) 丹波農業地帯

本地帯は、中国山地に囲まれた盆地にある丹波篠山市及び丹波市からなり、農家戸数は県内の12.2%、耕地面積は13.5%を占める伝統的な農山村としての風土的特徴をよく残す地域で、「丹波の森宣言」のもと人と自然と文化の調和した地域づくりが展開され、環境に配慮した農業や交流型農業も盛んに展開されている。

今後は、安全安心な生産方式を更に拡充し、丹波ブランド農産物の生産拡大を推進する。

一方、農業以外の土地利用においては、JR福知山線の複線電化や舞鶴若狭自動車道の整備等に伴い、京阪神への通勤圏として宅地化が進んでいる地域もあり、非農業的土地需要の増大が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

また、中山間地域等は、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地の保全に努める。

(9) 淡路農業地帯

本地帯は、県南部の淡路島全域で、洲本市ほか2市からなり、農家戸数は県内の11.4%、耕地面積は12.8%を占め、京阪神大都市圏に近接した県下で最も温暖な気候や優れた自然

景観に恵まれた地域である。

しかし、基盤整備率が県下で最も低く、他産地と比べて耕作条件が不利であることから、野菜作に適した基盤整備を促進するほか、機械化作業体系の導入及び集出荷体制の確立等により農業生産体制の強化を図る。

また、中山間地域等は、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地の保全に努める。

荒廃農地が多い北部丘陵地域では、企業参入等による多様な担い手を中心とする農業生産の推進や、市民農園、体験農業の実施等により、荒廃農地の解消を推進する。

一方、本地帯は中央部を明石海峡大橋から大鳴門橋へとつながる神戸淡路鳴門自動車道が縦断しており、北部地域を中心に非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(単位：ha)

農業地帯名	指定(予定)地域名	指定(予定)地域の範囲	指定(予定)地域の規模
神戸農業地帯	神戸地域 (神戸市)	神戸市のうち、都市計画法の市街化区域及び自然公園法の国立公園の特別保護地区並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積*1 10,331 (農用地面積*2 5,107)
阪神農業地帯	宝塚地域 (宝塚市)	宝塚市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 591 (農用地面積 424)
	三田地域 (三田市)	三田市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,720 (農用地面積 2,275)
	猪名川地域 (猪名川町)	猪名川町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,002 (農用地面積 333)
	小計		総面積 6,313 (農用地面積 3,032)
東播磨農業地帯	明石地域 (明石市)	明石市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 852 (農用地面積 381)
	加古川地域 (加古川市)	加古川市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,308 (農用地面積 2,499)
	高砂地域 (高砂市)	高砂市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 130 (農用地面積 100)
	稲美地域 (稲美町)	稲美町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,999 (農用地面積 1,622)
	小計		総面積 8,289 (農用地面積 4,602)
北播磨農業地帯	西脇地域 (西脇市)	西脇市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,663 (農用地面積 1,157)
	三木地域 (三木市)	三木市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,256 (農用地面積 3,786)
	小野地域 (小野市)	小野市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,613 (農用地面積 2,356)
	加西地域 (加西市)	加西市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 7,890 (農用地面積 3,893)
	加東地域 (加東市)	加東市のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,644 (農用地面積 2,920)
	多可地域 (多可町)	多可町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,162 (農用地面積 1,463)
	小計		総面積 31,228 (農用地面積 15,575)
中播磨農業地帯	姫路地域 (姫路市)	姫路市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 8,031 (農用地面積 3,780)
	神河地域 (神河町)	神河町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,366 (農用地面積 923)
	市川地域 (市川町)	市川町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,932 (農用地面積 931)
	福崎地域 (福崎町)	福崎町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,665 (農用地面積 778)
	小計		総面積 13,994 (農用地面積 6,412)

西播磨 農業地帯	たつの地域 (たつの市)	たつの市のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 6,320 3,150)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 1,051 527)
	宍粟地域 (宍粟市)	宍粟市のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 6,095 2,689)
	相生地域 (相生市)	相生市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 1,296 565)
	赤穂地域 (赤穂市)	赤穂市のうち、都市計画法の市街化区域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 2,358 998)
	上郡地域 (上郡町)	上郡町のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 2,747 934)
	佐用地域 (佐用町)	佐用町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 5,226 1,772)
	小計		総面積 (農用地面積) 25,093 10,635)
但馬 農業地帯	豊岡地域 (豊岡市)	豊岡市のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園及び国定公園の特別保護地区並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 14,373 5,708)
	香美地域 (香美町)	香美町のうち、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 5,222 1,678)
	新温泉地域 (新温泉町)	新温泉町のうち、自然公園法の国立公園及び国定公園の特別保護地区並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 4,606 1,486)
	養父地域 (養父市)	養父市のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 7,191 2,229)
	朝来地域 (朝来市)	朝来市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 5,397 2,070)
	小計		総面積 (農用地面積) 36,789 13,171)
丹波 農業地帯	丹波篠山地域 (丹波篠山市)	丹波篠山市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 8,788 4,546)
	丹波地域 (丹波市)	丹波市のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 10,947 6,556)
	小計		総面積 (農用地面積) 19,735 11,102)
淡路 農業地帯	洲本地域 (洲本市)	洲本市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 8,160 2,560)
	淡路地域 (淡路市)	淡路市のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 9,538 3,963)
	南あわじ地域 (南あわじ市)	南あわじ市のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 (農用地面積) 10,003 4,669)
	小計		総面積 (農用地面積) 27,701 11,192)
兵庫県	合計*3		総面積 (農用地面積) 179,473 80,828)

*1 総面積：農用地面積のほか、農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定（予定）されたすべての面積

*2 農用地面積：農業振興地域として指定された土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積、いずれも県調べ令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等の調査（R元.12.31現在）による（高砂市は県推計値）

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、整備率の低い地域で重点的にはほ場整備を推進し、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を図る。

また、近年の食料安全保障や環境負荷軽減への社会的な関心の高まりを踏まえ、着実に基盤整備を実施するとともに、整備にあたっては、防災機能の確保や向上も含めて総合的に検討する。

さらに、整備済地域では、さらなる農地の大区画化や用排水路の管路化(パイプライン化)を進め、スマート農業の導入等により、生産コストの一層の低減や水管理の省力化を図る。

2 兵庫県の農業地帯別の構想

(1) 神戸地域

整備した農地のほとんどは用水路をパイプライン化しており、ほ場整備（一次整備）は完了に近づいている。

また、将来的には土地利用型作物主体の経営から野菜を組み入れた経営に転換を図る意欲ある担い手が耕作する農地を対象とした暗渠排水等の整備を推進する。

(2) 阪神地域

県平均より低い猪名川町を除き、ほ場整備（一次整備）は、ほぼ完了している。

将来的には、野菜等の生産拡大を図るための暗渠排水やパイプライン化および大区画化等、二次整備を推進する。

(3) 東播磨地域

農業振興地域を有する明石市・加古川市・稲美町ではほ場整備（一次整備）は概ね完了しており、パイプライン化も60%を超えている。

また、都市近郊に立地することから将来的には野菜等の高収益作物を導入するための暗渠排水等の整備を推進する。

(4) 北播磨地域

ほ場整備（一次整備）から30年を経過したが、大区画は1割、パイプラインは3割程度である。

地域農業の将来や担い手確保のため地域内合意形成を図り、「地域計画」や担い手の経営目標を見据え、老朽化施設への対応と併せ、ICT導入など生産性向上のための大区画化やパイプライン化、高収益作物導入に向けた暗渠排水整備を推進する。

(5) 中播磨地域

ほ場整備済の農地については、法人化された営農組織がある地区などにおいては、ほ場の大区画化や用排水のパイプライン化等の整備を推進する。

(6) 西播磨地域

ほ場整備率は、太子町、赤穂市、たつの市が県平均より低い。

将来的には、区画の拡大や野菜・麦・大豆作にも適する水田の汎用化を目指した整備を推進する。

(7) 但馬地域

北部は、大半が山間の急傾斜地であり、ほ場整備の実施が考えられる農地は限定的であり、整備済の農地は、用排水路が開水路で整備された地域が多い。

将来的には、生産コストの低減を図るため、大区画化などの整備を推進する。

一方、南部では、ほ場整備は概ね完了しているが、整備済農地は用排水路が開水路で整備されたものが多い。

将来的には、農作業の省力化のための用水パイプライン化や土地利用型農業に適した大区画化などの二次整備を推進する。

(8) 丹波地域

ほ場整備（一次整備）は、ほぼ完了しているが、用排水路が開水路で整備されたものが多い。

将来的には、黒大豆・大納言小豆等のブランド農産物の生産拡大のため、区画の拡大や暗渠排水の整備を推進する。

(9) 淡路地域

基盤整備率は、県下で最も低く、ほ場整備が遅れている地域である。

一方、温暖な気候を活かして、水稻作の裏作として、たまねぎやレタスが栽培されており、野菜作を前提として排水性や作業性に配慮したほ場整備を推進する。

3 広域整備の構想

(1) 農業水利施設の長寿命化・機能更新

農業水利施設の「ライフサイクルコスト」の縮減と長寿命化を図るため、「ストックマネジメント手法」により老朽化が進む施設の機能診断に基づき、適切な時期の対策を実施する。

また、農地転用や耕作放棄等による受益面積の減少、施設管理者の減少等の状況を把握し、施設の統廃合など地域の実状や将来像を踏まえた施設機能の維持・更新を推進する。

(2) 生産基盤の維持管理体制の強化

農地や水路などの生産基盤を保全するため、地域の中心となる経営体、その他の農業者、集落、水利組合、土地改良区などがそれぞれの施設管理における役割分担のもと、維持管理を担う組織の広域化などによる運営基盤の強化や維持管理計画の策定支援により、持続可能な体制を確立する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

農地法や農振法などの適正な運用を通じて、計画的で秩序ある土地利用を推進することにより、県民への食料供給のための重要な資源であり、担い手の農業経営の基盤でもある優良農地の確保を図る。

2 農用地等の保全のための事業・活動

(1) 荒廃農地の発生防止と再生・活用

基盤整備や農地の集積・集約化、スマート化の促進と合わせ、草刈りなど地域が共同で実施する農地保全の取組等を支援することにより、荒廃農地の発生を防止する。

また、既に発生した荒廃農地については、再生可能なものと再生困難と見込まれるものに区分・明確化し、再生可能な農地については、地域の担い手とのマッチングにより活用を進める。

(2) 集落ぐるみで農地の活用・保全等を行う取組の推進

集落内の農地を持続的に活用・保全し、地域農業及び良好な農村環境の維持に向け、担い手や自給的農家、非農家等がそれぞれの役割を明確化し、協定等に基づき地域全体で農地の

有効活用と水路・農道等の保全活動を行う「いきいき農地バンク方式」の取組を一層推進する。

(3) 多面的機能の維持・発揮

農地や水路・ため池などの農業用施設は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等多面的な機能を有している。これらの維持・発揮に向け、多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度など日本型直接支払制度を活用し、非農家も含めた地域ぐるみによる地域資源や環境の保全に資する農業生産活動等の取組に対して積極的に支援する。

(4) 農村ボランティア等外部力の活用支援

地域活動や農業生産活動等に単独で取り組むことが困難な集落を対象として、農村ボランティア活動や、NPO 法人による都市とのマッチング等、都市住民をはじめとする多様な外部力の活用を支援する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農地は農業生産の基盤であり、地域の重要な資源でもあることから、その機能を最大限に発揮させるため、効率的・安定的な農業経営を行う担い手に農地を集積・集約していくことが重要である。

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画（人・農地プラン）の策定に向けた市町の取組に対し、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構（農地バンク）等がそれぞれの役割を明確にして連携し、地域全体で集積・集約化を進めていく機運の醸成に向け、集落内での将来に向けた話合いのきっかけづくりや合意形成を支援する。

また、地域計画を着実に実行するため、地域での話合い及び農地バンクの活用による担い手への農地の集積・集約化を進める。

1 主な営農類型

(1) 組織経営体

営農類型		経営規模（例示）	適応地域*		
			県南	県北	淡路
水稲作主体	土地利用型経営	経営面積 18.5ha （水稲、黒大豆）	○	○	
		経営面積 32ha （水稲、小麦、小豆、キャベツ）	○	○	
		経営面積 50ha （水稲、作業受託、ソバ、小麦）	○	○	
		経営面積 50ha （水稲、作業受託、大麦、白大豆）	○		

(2) 個別経営体

営農類型		経営規模（例示）	適応地域		
			県南	県北	淡路
水稲作主体	土地利用型経営	経営面積 16ha （水稲、小麦、作業受託）	○		
		経営面積 16ha （水稲（酒米＋うるち）、小麦、大豆、作業受託）	○		
		経営面積 11ha （水稲、黒大豆）	○		
		経営面積 12.5ha （水稲、作業受託、緑大豆、そば）		○	

野菜	露地栽培主体	経営面積 2.8ha (ブロッコリー、キャベツ、スイートコーン、水稻)	○		
		経営面積 4.8ha うちハウス 1,000 m ² (キャベツ、施設トマト、水稻)		○	
		経営面積 1.8ha (レタス、水稻)			○
		経営面積 3.3ha (だいこん)		○	
	施設栽培主体	経営面積 40a うちハウス 4,000 m ² (葉物野菜)	○		
		経営面積 45 a うちハウス 3,500 m ² (いちご)	○	○	○
花き	露地栽培主体	経営面積 1.3ha うちハウス 2,400 m ² (シンテッポウユリ、チューリップ、水稻)	○		
	施設栽培	経営面積 1 ha うちハウス 4,000 m ² (電照ぎく、夏ぎく)	○		○
		経営面積 60 a うち温室 6,000 m ² (ばら)	○		○
		経営面積 50 a うちハウス 5,000 m ² (ストック、夏ぎく)			○
		経営面積 40 a うちハウス 3,850 m ² (花壇苗)	○	○	○
		経営面積 50 a うちハウス 5,000 m ² (カーネーション)	○		○
経営面積 70 a うち温室 1,500 m ² 、ハウス 1,500 m ² (シクラメン、リンドウ、アッツザクラ他、水稻)			○		
果樹	露地栽培	経営面積 1 ha (なし)		○	
		経営面積 85 a うちハウス 1,000 m ² (露地いちじく、ハウスいちご、水稻)	○		
	施設栽培	経営面積 40 a うちハウス 2,000 m ² (ぶどう)	○		○
茶		経営面積 3.05ha (茶、水稻)	○	○	
畜産	肉用牛肥育	和牛 220 頭	○	○	○
	肉用牛繁殖	経営面積 2.5ha 和牛 60 頭 (飼料作物・放牧 延べ 5 ha)	○	○	○
	乳用牛	経営面積 2 ha 乳用牛 87 頭 (飼料作物 延べ 4 ha)	○	○	○
	採卵鶏	採卵鶏 221,000 羽	○	○	○
	ブロイラー	ブロイラー 33,752 羽	○	○	○

※ 県南：神戸、阪神、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、丹波農業地帯 県北：但馬農業地帯

2 農業地帯別の構想

(1) 神戸農業地帯

葉物野菜、キャベツ、トマト、いちご等の野菜や、ぶどう、なし、いちじく等の果樹、切り花、花壇用苗の栽培や肉用牛、乳用牛を飼養する農業者等を対象に認定農業者を育成する。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の育成強化、雇用労働力の活用も積極的に進める。

(2) 阪神農業地帯

水稲やねぎ、トマト、いちご、しゅんぎくやほうれんそう等の葉物野菜、花木、いちじく等を栽培する農業者等を対象に認定農業者を育成する。

また、北部の土地利用型作物（水稲（うるち米、もち米）、大豆、そば等）を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(3) 東播磨農業地帯

キャベツ、レタス、ブロッコリー、トマト、スイートコーン、メロン、いちご、葉物野菜等の野菜、いちじく等の果樹、花きの栽培や乳用牛、肉用牛を飼養する農業者等を対象に、認定農業者の育成を進める。

また、土地利用型作物（水稲、六条大麦、小麦、大豆等）等を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(4) 北播磨農業地帯

土地利用型作物（水稲（食用米、山田錦など酒米）、麦、大豆等）、ぶどう等果樹、葉ボタン等花き、乳用牛・肉用牛・養鶏等の農業者や農業法人等を対象に、認定農業者の育成を進める。

また、土地利用型作物や高収益作物を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(5) 中播磨農業地帯

土地利用型作物（水稲、小麦、もち麦、大豆、大納言小豆等）、葉物野菜、トマト、たけのこ、れんこん等の野菜、ゆず等の栽培や乳用牛、肉用牛、採卵鶏を飼養する農業者等を対象に、認定農業者の育成を進める。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(6) 西播磨農業地帯

土地利用型作物（水稲、麦、黒大豆、佐用もち大豆等）、にんじん、だいこん、トマト等の野菜や花壇用苗等を栽培する農業者等を対象に認定農業者の育成を進めるとともに、いちご、いちじく、さんしょうやバジル等の産地化を進め、土地の効率的利用と新たな担い手の育成を図る。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(7) 但馬農業地帯

土地利用型作物（水稲、そば、黒大豆等）、キャベツや岩津ねぎ、だいこん、ピーマン、ほうれんそう等の野菜及びなしやぶどう等の果樹の栽培並びに但馬牛、ブロイラーを飼養する農業者等を対象に認定農業者の育成を進める。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(8) 丹波農業地帯

水稲、黒大豆、やまのいも、大納言小豆、くり、茶等の丹波ブランド農産物を栽培する農業者等を対象に水稲＋野菜等の複合経営を支援する等認定農業者の育成を進める。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の育成強化を進める。

(9) 淡路農業地帯

たまねぎ、レタス、はくさい、キャベツ等の野菜や、カーネーション、ストック等の切り花、かんきつ、いちじく等の果樹の栽培や肉用牛、乳用牛を飼養する農業者等を認定農業者として育成するとともに、淡路地域に適した集落営農組織を育成していく。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 水稲

地球温暖化による品質低下や近年の燃料・肥料等の価格の高騰により、稲作経営に影響を与えている。

このため、高温対策としての技術の導入や品種の育成・導入とともに、農作業の省力化や効率化による米生産の低コスト化を図るため、流し込み施肥等の栽培技術に加え、自動水管理システムの設置やドローンを活用した農薬散布等のスマート農業技術の導入、土壌分析による施肥量の適正化や減化学肥料の普及など低コスト構造の転換に必要な施設の整備を推進する。

また、ライスセンターや育苗施設の再編等による生産・出荷体制の効率化を促進する。

(2) 麦・大豆

食料安全保障の観点から、輸入依存度が高い麦・大豆等については、製粉会社や醤油会社等から、麦・大豆の増産が求められている。

このため、様々な使用用途に適したタンパク質含量や加工適性等を持つ品種の導入、収量及び品質を確保するための湿害対策の徹底など基本技術の励行、難防除雑草対策など栽培技術の実証・普及とともに、持続可能な経営を実現するため、低コストで環境に配慮した生産に必要な機械施設を導入する。

(3) 野菜

ア 収益性の高い施設園芸の推進

多様な自然環境や都市近郊の立地を活かした競争力の高い施設園芸産地を育成するため、地域の営農条件や生産者の経営規模に応じた技術の実証・導入や施設整備を推進する。

また、頻発する異常気象や近年の燃料等の価格高騰にも対応できる施設園芸産地の育成に向け、自然災害に強い施設とするための補強対策や省エネ設備の導入などを推進する。

さらに、周年・安定供給が可能な生産性の高い先進的な施設園芸を拡大するため、営農条件や経営規模等に応じた高度な環境制御技術を導入した園芸施設の整備を推進する。

イ 産地の育成・拡大等による野菜の生産拡大

生産者の経営規模拡大や収益性向上に向け、たまねぎの機械化一貫体系の導入や大型育苗施設をはじめとする共同利用施設、大型コンテナ出荷施設、産地加工施設の整備など、露地野菜生産及び流通の省力化や効率化、適正施肥等による低コスト生産のための機械化や施設整備を推進する。

(4) 果樹

多様な自然環境や都市近郊の立地を活かして収益性の向上を図るため、「兵庫県果樹農業振興計画」に基づき、いちじく、ぶどう、なし、かんきつ類、くりを重点品目として、消費者の嗜好に合わせた優良品種への新植・改植を推進するとともに、高品質化・省力化・省エネルギー化を実現する生産や流通に必要な機械施設の導入を支援する。

(5) 花き

実需者や消費者の多様なニーズに的確に対応するため、「ひょうご花き振興方策」に基づき、きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーションを重点品目として、多彩な品目・品種の導入を図るとともに、お盆など物日対応のための開花調整技術の導入等を進めるとともに、高品質化・省力化・省エネルギー化を実現する生産や流通に必要な機械施設の導入を支援する。

(6) 畜産

ア 法人等の参入や規模拡大の支援

異業種や県内外の法人等の円滑な参入を促進するため、「畜産参入支援センター」等を通じて、畜産利用が可能な土地情報や継承可能な畜舎施設等の情報を調査・掘り起こしを実施する。

イ 新規就農者および畜産後継者等の担い手の確保・育成

新規就農者等の確保・育成に向け、離農予定者の牛舎情報を集約した経営継承バンクを充実させるとともに、市町やJA等による牛舎整備の初期投資を軽減するアパート牛舎等の整備を支援する。

ウ 但馬牛の増頭対策

(ア) 但馬牛繁殖雌牛の増頭の加速化、神戸ビーフの肥育素牛の生産拡大

ポストコロナ社会への対応の観点から、インバウンド需要の再開や海外からの需要拡大を見据え、世界に誇る但馬牛・神戸ビーフのブランド力強化と更なる魅力の発信を行い国内外における需要拡大を進めるとともに、但馬牛繁殖雌牛の増頭の加速化と神戸ビーフの肥育素牛の生産拡大を図るため、優秀な繁殖雌牛の導入や自家保留及び規模拡大に向けた牛舎、機械等の整備を支援する。

(イ) 耕種農家等と連携した低コスト化の推進

飼料の多くを海外に依存しており、海外情勢による影響を受けやすいため、経営の長期安定化に向け、自給飼料のさらなる活用促進が必要である。

そのため、荒廃農地やスキー場の活用等地域の実情に応じた放牧や水田の有効活用による稲発酵粗飼料の増産などに必要な機械施設の導入を支援する。

エ 牛乳の生産拡大

規模拡大による生産基盤の強化を図るため、牛舎整備や搾乳ロボット等の機械導入を支援する。

オ ブランド鶏卵・鶏肉・豚肉の生産

国内外の産地との差別化を図るため、県が開発した食品残さを原料とした飼料（エコフィード）を給与して生産する「ひょうご雪姫ポーク」や輸入トウモロコシ代替飼料である飼料用米を給与した「ひょうごの穂々笑実」等の個性・特長のある畜産物の安定生産を推進するための畜舎、飼養管理機器および直売所や鶏卵加工、食肉加工等有利販売を行う機械施設の導入を支援する。

カ 家畜ふん尿の利活用促進

カーボンニュートラルの実現に向けて、家畜ふん尿を資源と見なし、たい肥化の促進、肥料成分やエネルギー源として積極的に利活用するため、機械施設の導入を支援する。

また、化学肥料の価格高騰や入手困難な状況においては、地域の環境や生物多様性の保全の観点からも、環境創造型農業や有機農業の取組拡大による化学肥料の使用量低減、有機農業者の組織化や産地化等に必要な機械施設の導入を支援する。

キ 堆肥の広域流通と耕畜連携の強化

畜産経営の規模拡大に伴い、堆肥の需給に地域的なアンバランスが生じていることから、広域的な営農組合等と畜産農家とのマッチングを促進するほか、堆肥センターの機能強化、農作業受託組織や耕種農家に対する堆肥保管施設の整備、堆肥散布機等の導入を支援することにより、耕畜連携による堆肥の利用拡大を推進する。

2 スマート化のための構想

(1) 兵庫型スマート農業技術の開発・実証

高齢化の進行や農業資材の高騰、農業においても環境への配慮が一層求められる中、生産性の向上や省力化、高品質化を図るとともに、農薬・肥料削減等により環境負荷軽減等にもつなげるため、ICT等の先端技術を積極的に活用したスマート農業を推進する。推進にあたっては、「ひょうごスマート農業推進方針」に基づき、施設園芸における高度な環境制御技術や、水稻等土地利用型作物における直進アシスト機能付き田植機、リモコン式自動草刈機、自動水管理システムなどの自動化技術等、国等において開発が進む技術の現地実証を進める。

また、産地課題と企業が有する情報などを集約・発信する専用サイトの開設などを通じて産地課題にあったスマート農業技術の導入を支援する。

これらの結果を踏まえ、本県の多様な自然環境や営農条件に適応した技術体系を確立するとともに、円滑な導入を支援する。

(2) スマート農業の普及・定着推進

スマート農業技術を円滑に導入するため、スマート農業機械の共同利用や農作業を受託するJA出資法人等へのスマート農業機械の導入を支援し、個々の生産者の負担軽減を図るとともに、スマート農業の導入環境を整備するため、農地の大区画化や用排水路のパイプライン化を推進する。

3 広域整備の構想

施設管理コスト低減、物流の合理化を行うため、施設の統廃合を進め、広域を対象とした施設整備を実施する。

また、情報の広域利用のための施設整備を実施する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

多様な地域農業の担い手の確保・育成を加速的に行う必要があることから、経営体質の強化や法人化、経営の多角化などを促進し、生産販売や経営管理などについて高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を進める。

また、新規就農者の確保・育成については、就農支援センター等における相談体制や農業大学校等における研修等の充実等により、円滑な就農を支援する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

加工、流通、販売の経営多角化を促進する施設の設置や、新規就農者や規模拡大農業者等のための農業施設・機械の整備、営農技術や経営手法を学ぶ施設の整備を支援する。

また、女性活動促進施設や農福連携などを目的とした農産物生産・加工販売施設、ユニバーサル農園の整備を支援する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 環境に配慮した農業に取り組む経営体の育成

環境負荷軽減に配慮しながら高品質な農産物の安定生産をめざす環境創造型農業に取り組む担い手を確保するため、各地域での気候風土や実情に応じた低コスト・品質向上と環境保全を両立した栽培技術の普及等を推進し、SDGsの達成に資する地球温暖化防止、生物多様性危機への対応につなげる。

また、将来にわたる有機農業の担い手を育成するため、一層の経営発展を促進する。

(2) 経営の強化等による持続可能な経営体の育成

持続可能な経営を行う担い手を確保するため、個別相談や中小企業診断士等専門家の派遣を通じ、経営管理能力に優れた人材の確保や育成、経営管理能力の向上、福利厚生の実施や労働環境の整備による常時雇用の確保、円滑な経営継承などを支援し、これらの取組に欠かさない農業経営の法人化をより一層推進する。

(3) 地域ぐるみの新規就農者の確保・定着支援

新規就農者の円滑な地域での定着と早期の経営確立に向け、カムバックひょうごセンターやひょうご・しごと情報広場、ハローワーク、各市町の移住促進担当部局との連携により県及び地域段階に設置された就農支援センターがワンストップ窓口となり、就農相談から研修機会の提供、研修先となる親方農家とのマッチング、就農計画づくり、施設等導入に係る初期投資の軽減など、就農希望段階から就農後の定着まで一貫した支援に取り組む。また、国制度を活用した就農前後の所得確保の支援も、引き続き実施する。

また、就農希望者が円滑な地域定着を図るため、受入れ地域や産地単位で、農業面に加え、住居・教育・医療など生活面の支援情報をパッケージで就農希望者に提案し、地域への溶け込みをサポートする「地域主導型就農・定着応援プロジェクト」を引き続き推進し、県内の多彩な就農スタイルを発信していく。

(4) 集落営農の組織化と経営力の強化

地域農業の重要な担い手である集落営農の持続性を確保するためには、組織化・法人化が重要である。県、市町、農業委員会、JA等が連携し、担い手と農地に関する地域の共通の目標である「地域計画」(人・農地プラン)の策定や、日本型直接支払制度の取組を通じて、持続的な地域農業の実現に向けた集落の合意形成を促進するとともに、組織化を先導する地域のリーダーの育成を推進する。

また、集落営農組織の経営力の強化に向け、農地の集積・集約化による経営規模の拡大、スマート農業機械の導入による作業の効率化ならびにオペレーターの育成、地域の女性や高齢者が活躍できる園芸作物の生産や加工、販売など経営の多角化を図るなど、地域の多様な人材の参画のもと、収益性の向上に向けた取組を引き続き支援する。

(5) 企業による農業参入の促進・参入企業の育成

地域農業の新たな担い手の確保に向け、農業参入に意欲的な企業の円滑な地域への参入・定着を促進する。

(6) 経営継承の推進と多様な人材の確保

後継者不在の家族経営体やリーダーの高齢化が進む集落営農組織等を対象に、持続可能な農業経営や地域農業の維持・発展に向け、次世代への円滑な経営継承の重要性をセミナーや相談会等を通じて積極的に啓発する。

また、農地の持続的な活用保全を図るため、自給的農家や定年帰農者等の多様な人材による農地の有効活用により、地域農業を支える取組を推進する。

(7) 農福連携の取組強化

基礎的な知識や取組にあたっての留意点等を学ぶ研修会の開催等により、農福連携に対する農林漁業者の理解促進と受入体制づくりを進める。

また、障害者だけでなく、高齢者等へ対象を広げ、取組を拡大する。

第8 農業経営規模の拡大と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

担い手の経営基盤の強化を図るため、既存農家の法人化、企業の農業参入や農協の農業経営参画等を推進する。

また、6次産業化の取組やグリーンツーリズムの促進など他分野と連携した農業の多面的な発展を図り、地元における安定的な就業機会の確保を進める。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

各地域の特産品や需要拡大が見込める品目に対して、兵庫県認証食品への誘導、GAP（農業生産工程管理）、HACCP（危害分析重要管理点）の考え方に基づく生産や商標、GI（地理的表示保護制度）等の取得に加え、世界的なサステナブルな活動への関心の高まりから、カーボンニュートラルや環境保全の視点も含めた取組などにより、ブランド化を推進し、生産拡大に向けた支援や類似特産品との差別化および魅力向上を図る。

また、6次産業化や農林漁業者と多様な分野との異業種連携による新商品・新サービスの創出に取り組む「『農』イノベーションひょうご」、地域住民が農業を支えるCSA（地域支援型農業）などの取組を推進することにより地域の就業機会の確保を図る。

なお、これら就労の機会確保のための施設整備用地は、優良農用地の保全等、農業生産環境の保全に配慮し、農用地利用計画との整合性に十分留意の上、産業振興・地域活性化とのバランスを取るものとする。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農業地域では、高齢化の進行や、新型コロナウイルスの感染拡大により田園回帰からのUJIターンなど都市部からの新たな人の流れが進むことで職業や生活意識が多様化するため、地域の連帯意識が希薄化し、地域コミュニティ活動の低下が懸念される。

しかし、農業地域は、食料等の供給機能と多面的機能を有することから、地域住民の積極的な参加を促し、農業従事者等の福祉の向上、健康増進等生活環境の改善のため、集会施設、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、農村の持つ機能の維持拡大を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

食料生産の場であり住民の生活の場である農山村において、農業従事者が快適に生活できるよう、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保と地域活性化とのバランスに十分留意するとともに、幅広い住民に地域社会づくりに対する参加意識の醸成を図りつつ、都市と農村が近接する本県の特徴を活かし、集会施設、農村公園、農村広場など、健康増進や憩いの場となる生活環境施設を適正かつ効率的に整備する。

また、施設整備にあたっては、農業生産環境との関連に留意するとともに、地域の特性を踏まえ、他の類似施設との機能分担を明確にして整備を促進する。